

三、基調講演

大学文書館像の再構築～広島大学文書館を一例に～

小池 聖一

目次

はじめに

- 一、広島大学文書館の現状
  - 二、機関アーカイブズとしての大学文書館
  - 二・一、公文書管理法下の大学文書館
  - 二・二、機関アーカイブズ化上の障害
  - 三、トータル・アーカイブズとしての歩み
  - 三・一、収集アーカイブズ・大学史資料室
    - 建学の精神・森戸辰男記念文庫
    - 理念の継承・平和学術文庫
    - 校友会・同窓会への貢献
  - 三・二、各種事業の展開
    - 三・二・一、公文書室所管事業（法人文書管理）
    - 三・二・二、大学史資料室所管事業
    - 三・二・三、地域貢献・地域連携・社会貢献事業
    - 三・二・四、広島大学七五年史編纂事業
- おわりにかえて ～これからの大学文書館～

はじめに

本日は、広島大学文書館一〇周年にお集まりいただきありがとうございます。ありがとうございました。広島大学文書館長の小池です。

私は、今から一五年前、広島大学五〇周年記念事業で年史編纂委員となる時から、文書館・アーカイブズの設置を主張して来ました。本日をむかえるにあたり、これまでのことが次々と頭に浮かびます。その全てが順調にきたわけではなく、苦い思い出も沢山あります。

今日、パネルディスカッションにご参加いただき大濱徹也先生は、文書館・アーカイブズを「検証の器」とされました。まず、問題としたいのは、誰が「苦すぎる真理」の詰まった文書の「器」を使うのかです。

大平正芳元首相は「後世の歴史家」に評価をゆだね、中曾根康弘元首相は、自らを「歴史法廷の被告」と称しました。「器」を使うのは、歴史法廷の検事、歴史家だけなのでしょうか。

確かに、「時の経過」をへて「非現用」となった文書のみを証拠としたならば、検事は歴史研究者なのかもしれません。しかし、後述するように、現用文書まで広島大学文書館のように管理するとなると、

「器」の第一の利用者は、歴史を作り続けている機関に属する者、場合によっては歴史法廷の被告人とその後継者として今を生きる者となります。まず、「苦すぎる真理」は、対象機関に属する者が自戒を込めてかみしめなければならぬのではないのでしょうか。同時に、平成二二年七月一日法律第六六号「公文書等の管理に関する法律」(以下、公文書管理法と略記)の第一条(目的)にあるように、歴史に限らず法廷の主役は、「国民」です。機関アーカイブズは、常に、「苦すぎる真理」を政策に活かすことで不断に国民に還元するよう準備しなければなりません。「検証の器」は、統治の根源として、陪審員や、法廷を傍聴する一般の人達にも検証できるように存在し続けなければならぬのです。そのために、法廷書記官たるアーキビイストは、文書を整備し、使えるように整えるのだと思っています。

また、一〇年前、ここに来られている牟田前学長によって設立されるにあたり、その名称を「広島大学文書館」と致しました。当時、寺崎昌男氏の提唱により、「大学文書館」との名称が京都大学で採用されていきました。広島で使うとなれば、「大学」が続き、語呂が悪いと感じ、広島大学文書館としたのですが、今日になって改めて考えてみますと、本当に「広島大学文書館」で良かったと思っています。その理由は、

第一に、大学文書館・アーカイブズの活動は、大学史・高等教育史といった教育学の下位分野に限定されるものではないためです。

第二に、今日の広島大学文書館のように、「現用」「非現用」の関係なく文書管理をするとすると、その対象は、「document」なのです。

それ故、「文書館」という名称はふさわしいと考えています。

つまり、広島大学文書館は、記録(record)との言葉が有する「過去」「歴史」のみを所蔵し、公開・管理するアーカイブズではないのです。そもそも、日本で「記録」と言った場合、一例をあげれば、外務省記録と、厚生労働省の年金記録とは、全く違うものなのです。外務省記録は、記録ファイル・簿冊であり、年金記録は、文書の一部を指しています。日本の公文書館・文書館にとって、「記録」という概念を直訳して使うことは、本来、難しいのではないのでしょうか。

このような、「record」概念にみられるように、アーカイブズの直訳的運用は、日本のアーカイブズの実状には合わない点が多々あります。それだけに、広島大学文書館は、実態に促して多様な活動してきました。

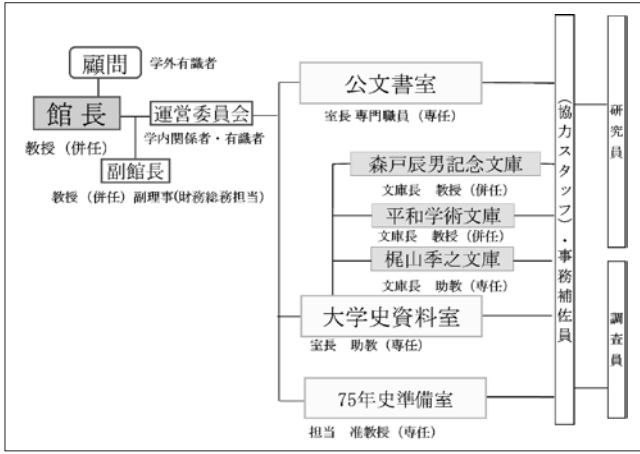
本講演では、広島大学文書館の現状を紹介したうえで、文書館で行ったいくつかの試みを紹介・検証しつつ、これからの大学文書館・アーカイブズ像について明らかにしていきたいと思っています。

### 一、広島大学文書館の現状

具体的に広島大学文書館の現状を述べる前に、まず、大学文書館を類型化したいと思います。大学文書館は、その設立経緯を勘案し、機能的に分類すれば、次の四点に類型化できます。第一は、公文書管理法が契機となって、今後、国立大学等で増えらるる公文書館型です。第二が、最も設立経緯として多いものですが、年史編纂型で

す。第三が、創立者・創立経緯重視型です。私立大学に多い大学アーカイブズです。第四が、同窓会対応型です。卒業生との関係を重視し、歴史展示が特徴的です（拙稿「大学文書館のサービス戦略」『情報の科学と技術』第五八巻一一号、二〇〇八年）。広島大学文書館は、この四つの機能をすべて有していますが、中核となるのは、第一の公文書館型です。

次に、大阪大学アーカイブズの菅真城教授が紹介した所蔵する資料に規定された「機関アーカイブズ」「収集アーカイブズ」という分類です（菅真城著『大学アーカイブズの世界』大阪大学出版会、二〇一三年）。菅氏は、これからの大学文書館は、この「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」の両方の要素をもった「トータルアーカイブズ」として戦略性を持たなければならぬと述べています。この意見に、全く賛成です。広島大学文書館は、設立当初より、このトータル・アーカイブズとし



て設計し、戦略的に運用してきました。

トータルアーカイブズとして機能的に運用できる理由は、創設以来、広島大学文書館が公文書室と大学史資料室の二室体制をとってきたことにあります。大学史資料室に付随させ、大学の個性に合わせた特殊文庫、森戸辰男記念文庫、平和学術文庫、梶山季之文庫の三つを擁することができるとも、その二室体制を採用した結果です。

広島大学文書館にとって基幹業務は、公文書室による移管文書の保存・公開ですが、収集アーカイブズとしての大学史資料室を擁することによって多角的な事業展開が可能となりました。

二室体制の利点は、第一に文書館が移管ないし整理・収集する文書について、文書の特性に合わせて対応できる点です。移管される法人文書については公文書室が、そして、個人文書等については、大学史資料室が管轄します。二室では、所蔵する文書の性質が異なり、整理方法も、保存方法も違っているため、組織的に分けることが合理的でした。

第二に、業務内容からも、公文書管理を行う公文書室と、教育・研究を行う大学史資料室とを分けることが可能となりました。

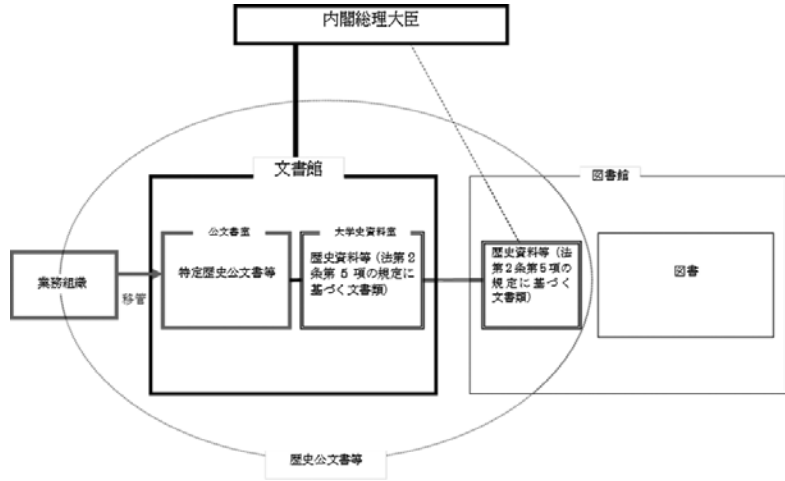
そして、第三に、二室体制を導入することによって組織の拡張可能性も担保出来たと考えています。

大学文書館にとって二室体制の優位性は、広島大学文書館設置以後の多くの大学文書館で採用され、今年度より、名古屋大学文書資料室でも再編が行われたことでも明らかであると思います。

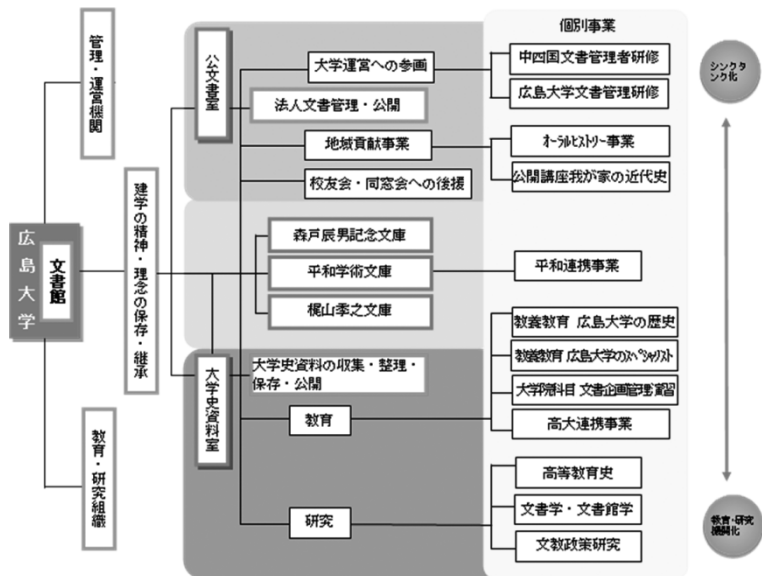
この二室体制の結果、公文書管理法との関係からは、次のようにな

ります。

個人文書や団体文書のような多量かつ、収集から整理まで一年以内で行うことが困難な文書群に対し、「歴史資料等」(公文書管理法第二条第五項)の対象となる学術資料とすることで複数年度での整理が可能となりました。そもそも、公文書管理法では、収集アーカイブズは念頭に置かれておらず、個人文書の整理についても考慮されていません。そもそも、個人文書については、森戸辰男関係文書のように約四万点にもなる文書群も存在します。これを一年で整理することは困難です。機関アーカイブズに特化するのであれば、公文書のみを扱う必要があります。



この二室体制のもと、文書館は、五つの点を経営戦略上の目標といたしました。「(一) 文書管理による業務の効率化」は、機関アーカイブズとしての目標であり、法人文書管理業務を行うことによる業務の効率化・合理化ができればと考えています。この結果が、後述する



文書館による法人文書の一元化管理です。「(二)大学の個性化を演出」は、三つの特殊文庫に象徴され、大学史資料室所管の個人文書等が明らかになるところです。ただし、「演出」手段としての展示室を文書館は持たないため、展示は高コストなものとなっています。「(三)教育・研究の基盤形成」については、後述いたします。「(四)入学前から卒業後まで」は、大学という高等教育機関の機関アーカイブズであるため、入学前の生徒に本学を理解してもらうことから、卒業生を対象とする校友会等での諸活動までをさします。「(五)地域との連携」ローカルをグローバルに「は、地方大学としての広島大学であるからこそ、グローバルになれるのだ、ローカルである自らの存在こそがグローバル化することができる、と考えて作ったものです。この五点に基づいて、事業を展開しています（拙稿「広島大学文書館の現状と課題、そして展望」『広島大学外部評価報告書』平成二〇年三月）。

結果として、広島大学文書館は、このように各種事業を展開していま

		平成16年 4月	平成26年 4月
人員（専任）		2名	3名
施設面積（㎡）		551	861
書架延長（m）		1257.9	4,458.20
公開点数	法人文書	3929	16170（所蔵17140）
	個人文書	24128	88150（所蔵140304）
刊行物		紀要10冊、書籍9冊（市販5冊）、研究叢書・報告書9冊、目録7冊、大学史関係刊行物2冊	

す。この各事業の内容・意義・経過・結果・評価については、後述いたします。

そして、広島大学文書館は、この一〇年間で、この表のように拡充してきました。刊行物も、多数刊行しております。

## 二、機関アーカイブズとしての大学文書館

では、「一、機関アーカイブズとしての大学文書館」としての広島大学文書館の今を事例として述べたいと思っています。機関としての広島大学は、教職員約三、〇〇〇名、学生約一五、〇〇〇人、卒業生約三〇万人、家族を含めると、約七〇万人ともなる組織です。また、拠点は、国内に限らず、中国、台湾、韓国、インドネシア等にも広がっています。

この広島大学の機関アーカイブズとして広島大学文書館（以下、文書館）では、これまでの設置目的、「本学にとって重要な文書の整理・保存」「大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開」に加えて、「本学の法人文書の管理に関する業務を行い」との一文を、今年度四月一日付で挿入いたしました。この一文によって文書館は、「現用」「非現用」を問わない公文書の統一的管理を行うこととなりました。すなわち、本学における公文書管理において、作成・整理、そして、保存・公開の業務を、基本的に文書館が行うことを意味します。

## 広島大学文書館の目的

平成二六年四月一日規則第三六号「広島大学文書館規則の一部を改正する規則」

### (目的)

第二条 文書館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、本学の法人文書の管理に関する業務を行い、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。

## この統一的管理の実施は、次の公文書管理法第一条（目的）

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

に対して行政文書・法人文書を問わず公文書において、法の成立時

より定義があいまいであった「歴史公文書」の「歴史」という概念を克己し、本学における重要な文書を、行政的価値と、高等教育機関であり、研究大学である国立大学法人広島大学の特性に合わせた「アーカイブズ」的価値のもとに、特定重要公文書として保存・公開することを意味します。これにともない、以下のように、広島大学法人文書管理規則も一部改正いたしました。

広島大学法人文書管理規則の一部改正

（規則第三七号、平成二六年四月一日）

（副統括文書管理責任者）

第四条 本学に、副統括文書管理者を置き、広島大学文書館長をもつて充てる。

（文書管理者等）

第五条

六 広島大学文書館（以下「文書館」という。）に、文書管理システム担当者置き、公文書室長をもつて充てる。

（保存期間が満了したときの措置）

第二〇条

三 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、文書館の専門的技術的助言を求めるものとする。

（移管又は廃棄）

第二一条

二 文書管理者は、前項の規定により保存期間が満了した法人文書ファ

イル等を廃棄しようとするときは、文書館と協議し、その同意を得なければならぬ。この場合において、文書館が移管することが適当と判断した法人文書ファイル等については、文書館に移管するものとする。

文書館長は、副統括文書管理者として公文書管理を掌理し、実質的な文書管理システムについては、公文書室長が担当することとなりました。そして、結果的に、これまで慣習的であった。法人文書の廃棄・移管も、一元的に文書館が行うこととなりました。

## 二・一、公文書管理法下の大学文書館

では、公文書管理法下の機関アーカイブズとして、法人文書の統一的管理が可能となった理由について明らかにしたいと思います。

まず、第一に、今回、四月一日より、法人文書管理を文書館が行うこととなった契機は、全学的な業務（事務）組織の改編にあります。広島大学において業務の合理化が行われ、人員削減がなされました。その結果、「現用」文書が財務・総務室総務グループ、「非現用」文書を文書館という区分で、廃棄・移管業務を共同で行っていたものを、業務を集中させ文書館が担当することとなりました。もちろん、この背景には、これまで業務を「現用」「非現用」の区別はあるものの、統一的に行ってきた総務グループと文書館との親和性が背景にあります。

第二に、文書館が統一的に管理することにより、公開における三〇

年原則を一つの指標としながらも、意思決定機関としての大学の管理・運営部門が重要であると認識する文書を統一的に管理することの方が合理的であるからです。

背景には、ライフサイクル論の画一的な導入が、日本の行政組織にとってどこかなじまないことが挙げられます。日本の行政組織が多用する増分主義的決定、いわゆる前例踏襲主義にとって、時間的スパンの画一的適用がなじまないのです。「現用」「非現用」：特に、この「非現用」という原局にとっては、「価値がない」という指標の導入が、結果として、日本のアーカイブズを単なる倉庫としています。また、原局との間に信頼関係を構築できないがゆえに、不透明な「半現用」などという概念を創出し、中間書庫を必要とするような、屋上屋を重ねる結果となっています。

文書館の場合、原則公開について合意が成立しており、原局との信頼関係が基本的に形成されています。このため、統一的な文書管理のもと、重要な公文書は、原局で参考として持っているか、あるいは、「特定」重要公文書として文書館が管理しているか、となっています。その際、整理が行き届いた文書館管理のほうが良いとされる、それだけの問題となっています。

第三に、本来、情報法制として考える場合、公文書管理法は、情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律、平成十一年五月一四日法律第四二号）、個人情報保護法（平成十五年五月三〇日法律第五七号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年八月一三日法律二二八号）、特定秘密の保護に関する法律（平成二五

年一二月一三日法律第一〇八号)とセットで考えるべきであると考えられています。

公文書管理法の見直しに際しては、同法をより情報法制に対応するものとすべきです。現在、国立公文書館の充実を盛り込むような内容となっておりますが、この点については、公文書館法・国立公文書館法の改正を、公文書管理法の下位法として行うべきであると考えます。

大学文書館の場合、京都大学大学文書館のように情報公開法を契機に設置され、また、公文書管理法を契機に大阪大学アーカイブズが設置されましたが、本来、機関アーカイブズは、この関連する情報法制のなかで位置づけがなされ、役割を明確化させる必要性があります。そもそも、法制上、連動して成立させなければならないこれらの情報法制をゆがめる形で公文書管理法を成立・運用させていることに、根本的な問題があるのですが、広島大学文書館の場合、情報公開法・個人情報保護法を司る総務グループと連動することで、公文書管理の一元化を行っていきたいと考えています。現状では、多くの問題点がありますが、法制上の境界線や、共同性について実態面から問題解決を図っていきたいと思っています。

## 二・二、機関アーカイブズ化上の障害

次に、日本において公文書管理法が施行されたにも関わらず、機関アーカイブズが増えない理由について考えたいと思います。

まず、第一に、アーカイブズの担い手の問題をあげたいと思います。日本の公的機関では、職掌に準拠して文書が作成され、それが集積さ

れて組織固有性のもとに簿冊化されます。大学の場合、管理・運営、総務・財務・会計、教育・研究・社会貢献、さらに、各部署、組織毎に文書が作成されます。広島大学では、前身校からの伝統で文書管理方法が違うことなどもありました。このような多様な文書形態が存在するなか、法人文書の二元的管理を行う仕事は、原局との信頼関係が何よりも重要であり、現場に対する無理解等は大きな障害となります。法人文書管理は専門性が高く、専門職・アーキビストとして事務組織に位置付けられるもので、原局との関係から「教員」である必要はありません。

はつきり、申し上げて、現状の大学・大学院のアーキビスト養成機関における教育内容を見る限り、現場には利用できないし、その教員には、現用記録も含めた公文書管理に関する実務経験が乏しいと思っています。アーキビスト養成は、日本では何よりも統一的公文書管理の観点も含め、研修制度によって担われるべきだと考えています(もし、アーキビスト制度を導入するのであれば、公的機関における情報収集・操作のプロフェッショナルの養成が主となると思いま

す)。

第二に、利用者の問題です。公文書管理法における対象は、国民です。しかし、第二三条において(利用の促進)などが書き込まれており、「展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。」との規定が存在しています。この規定は、アーカイブズと博物館や図書館との違いを根本的に認識できないような人物によって法案が審議されたことが原因ですが、昨今の行政サービ

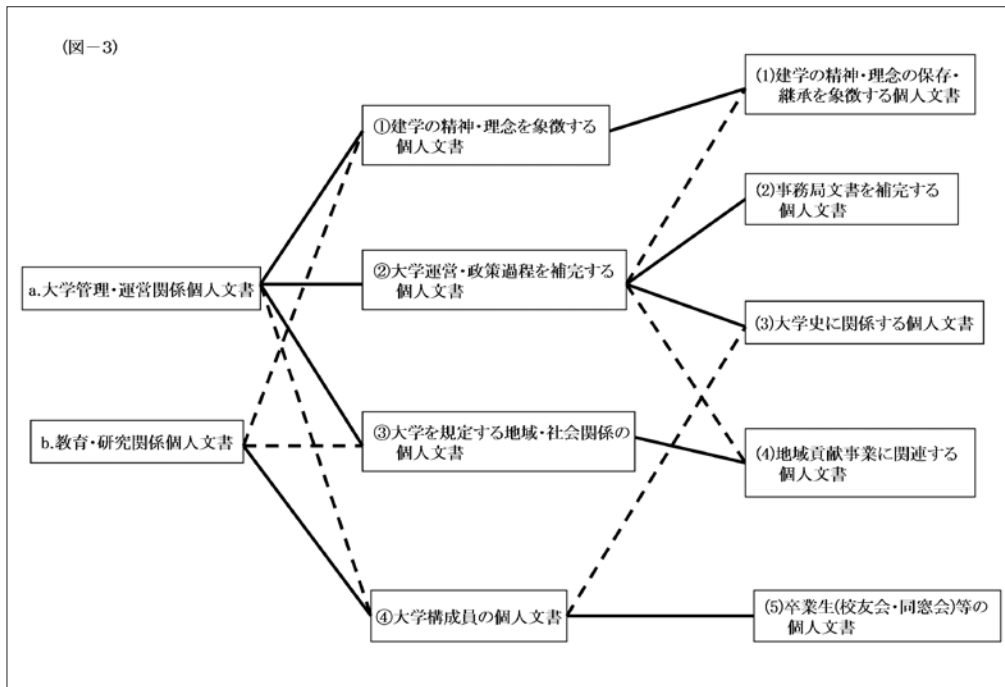


の企業化・大衆化の流れのなかで、人数を競うことが正しいことと誤認されています。「展示」は、広報的な効果だけでなく、所蔵する公文書に対応した教育効果があり、職員研修などにも利用されるべきものです。大学文書館における展示は、大学史ベースとしたアイデンティティの養成や、大学教育の一環としても重要です。しかし、展示室を持たない広島大学文書館にとっては、一般の利用促進を兼ねた特別展示など、大きな労力を伴うものとなっています。

なによりも、ここでいう「一般」が往々にして「ユーザー」「利用者」に置き換えられることが問題であると考えています。閲覧者の多くは、歴史研究者です。しかし、彼等歴史研究者：私もその一員ですが：は、まったく「一般」と同意義ではありません。彼等の意見を聞き、彼等を対象とする施策を行えば、むしろ、国民・市民から乖離することともないかねない、と考えています（一例としてはアジア歴史資料センターが挙げられます）。現状のユーザーに準拠することは間違いであり、より、多くの一般の国民・市民に影響を与える利用方法として行政利用の拡大こそが重要でないか、と考えています。

大学文書館を「検証の器」として考える場合、誰のための検証なのか、改めて問題となります。国立大学は、国民の税金が投入されており、また、授業料を納入した学生その父兄、卒業生などが考えられます。また、地域に根差しており、地域の方々も対象となります。

国の場合、東日本大震災・福島第一原発事故における議事録未作成問題も、敗戦時の公文書焼却も、現場の公務員が主体的に行ったものではなく、政治家の命令が原因でした。にもかかわらず、「検証の器」



を公文書管理による官僚統制に、という「政治主導」の道具化する考え方もありますが、共に「国民」の観点が抜けている点で問題です。

広島大学は、初代学長森戸辰男が「外に開く」大学を提唱して以来、門のない現状の東広島キャンパスに象徴されるような開放型大学です。この大学の個性も兼ねて、より大学に対する「検証の器」としての機能を充実させていかなければならないと考えています。

第三に、機関アーカイブズは、地域資料を対象とする施設ではありません。この点、公文書管理法でも、第二条第四項三で「政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）」と規定されているのですが、前二項に、「一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」「二 特定歴史公文書等」と併記されていることから、混同するような解釈も可能となっています。

しかし、「地域資料」は、図書館、博物館、郷土博物館等で所蔵されてきており、所管も文部科学省・文化庁と内容・意義もまったく異なっていると考えるべきです。

### 三、トータル・アーカイブズとしての歩み

では、トータル・アーカイブズとしての広島大学文書館の歩みについて概観したいと思います。

#### 三・一、収集アーカイブズ・大学史資料室

文書館が所蔵し、大学史資料室が所管する個人文書は、機能的に「a. 大学管理・運営関係個人文書」、「b. 教育研究関係個人文書」の二方向で、より内容的に分類するならば、「①建学の精神・理念を象徴する個人文書」「②大学運営・政策過程を補完する個人文書」「③大学を規定する地域・社会関係の個人文書」「④大学構成員の個人文書」の四点に分類できます。

そのうえで、具体的には文書を収集する際には、「(一) 建学の精神・理念の保存・継承を象徴する個人文書」「(二) 法人文書を補完する個人文書」「(三) 大学史に関係する個人文書」「(四) 地域貢献事業に関連する個人文書」「(五) 卒業生(校友会・同窓会)等の個人文書」の五点から行っています。

この方針のもとに、文書館は、原爆で失われた包括校の資料を補完しつつ、三つの特殊文庫を擁し、個人文書の収集・整理・公開を進めています。

#### 建学の精神・森戸辰男記念文庫

具体的に、大学史資料室管轄下の特殊文庫・森戸辰男記念文庫は、広島大学・ご遺族・横浜市と、分散して所蔵されていた森戸辰男関係文書を統合して、平成一六年一月に設置されました。森戸辰男記念文庫が所蔵する森戸辰男関係文書は、広島大学・建学の精神「自由で平和な一つの大学」をはじめ、森戸の全生涯にわたる膨大な資料群です。

具体的に、森戸事件、戦前の「大学の転落」論争、大原社会問題研究所、大阪労働学校、戦後の日本国憲法成立過程、文部大臣期、もちろん広島大学長時代、中央教育審議会等、配布資料や各種原稿、書簡等により構成されています。

森戸辰男記念文庫は、まさしく創立経緯重視型、新制広島大学の創立に関する資料であり、ミッシヨンの再定義など、大学改革の過程で、建学の精神の重要性が再確認されているなか、広島大学の精神的支柱ともなるべき資料群なのです。

#### 理念の継承・平和学術文庫

また、この建学の精神に基づき、「平和」の重要性が広島大学で再認識されています。文書館では、平和学術文庫を平成一七年一月に設置しました。平和学術文庫は、平和運動等に関係した広島大学・広島大学関係者の個人文書を収集・整理して所蔵しています。中核をなすのは、原水爆被災白書運動を展開した中国新聞の論説主幹・金井利博と、元広島市長で韓国人・朝鮮人被爆者にいち早く光を当てた平岡敬、沖縄被爆者問題に取り組み、原爆小頭症患者の会「きこの会」を組織した大牟田稔という、中国新聞社で金井学校と呼ばれ、原爆報道を確立し、実践した一群のジャーナリスト達の個人文書です。また、広島大学関係者のものとして「平和と学問を守る大学人の会」関係資料、被爆した南方留学生関係資料、佐久間澄理学部教授旧蔵の原水爆世界大会関係の資料等を所蔵しています。個人文書の整理・公開には多大の労力と時間を要するため、現在、公開に至っているのは平岡・

大牟田（一部）の関係文書です。文書館では、平成一七年の段階で平和科学研究センターと原爆放射線医科学研究所国際放射線情報センター（現在の附属被ばく資料調査解析部）との間で平和科学三者連携推進機構を形成し、シンポジウムを開催するなどしました。文書館では、内向きのカタカナの「ヒロシマ」ではなく、平岡敬顧問（元広島市長）が提唱されたHIROSHIMAとするために、平和学術文庫の整備を通じて研究基盤の形成を行うとともに、現在、科学研究費補助金で、総合科学部平和科学プロジェクト、平和科学研究センター、広島市立大学広島平和研究所の有志と共同研究を行っています（基盤研究B（一般）研究代表者「広島における核・被ばく学研究基盤の形成に関する研究」（二〇一一年度―二〇一三年度）、基盤研究B（一般）研究代表者「広島における核・被ばく学研究基盤の拡充に関する研究」（二〇一四年度―二〇一六年度））。

#### 校友会・同窓会への貢献

文書館には、卒業生から寄贈された資料も多数保存しています。収集アーカイブズとしての大学史資料室は、原爆で包括校の文書を失った広島大学において、同窓会を通じて資料を補填し、また、積極的に校友会に関与するため、ホームカミングデーにおいてパネル展示を行っています。包括校の一つ、旧制の広島高等学校も、被爆により校舎が倒壊し、多くの文書が失われるなか、同窓会により再構成された資料の移管を受けるとともに、後継組織である総合科学部・総合科学研究科（吉田光演研究科長）のご協力のもと、総合科学部一階に平成

二五年一月に広島高等学校資料コーナーを設置しました。広島高等学校同窓会は、昨年、平成二五年九月に解散しましたが、最後の同窓会総会において感謝状の贈呈を受けたことは本当にうれしいことでした。

#### 梶山季之文庫

また、包括校の一つ、広島高等師範学校出身の作家、梶山季之の資料を、平成二〇年四月より、断続的に寄贈を受け入れております。原稿、書簡、参考書籍、身の回りの品々等、作家・梶山のすべてについて寄贈を受ける予定でおります。一世を風靡した流行作家・梶山季之は、トップ屋と呼ばれ、ジャーナリズム界の革命児でもありました。明治大学で展示室を有する阿久悠に匹敵する人物であるだけに、今後、常設的な展示ができればと願っています。

では、次に、文書館が展開する各種業務について、所管ごとに紹介するとともに、その問題点等についても明らかにしたいと思います。

#### 三・二・一、各種事業の展開

##### 三・二・一、公文書室所管事業（法人文書管理）

広島大学文書館の展開する業務を二室の所管事業と、地域貢献・地域連携・社会貢献事業、広島大学七五年史編纂事業とに分けて明らかにしたいと思います。

まず、公文書室所管事業としては、本務である法人文書の統一的管理（管理・移管・廃棄）の他、次の三点を事業として展開ないし、展

開したいと考えています。まず、研修事業です。文書館では、広島大学内のみならず中・四国国立大学法人等に対しても研修を行っています。今年度の研修は、広島大学で公文書管理研修を行うとともに、中・四国国立大学法人等にも門戸を開き、参加していただいております。

第二に、情報公開法に対応した照会業務です。現業については、財務・総務室総務グループが担当しており、特定重要公文書（特定歴史公文書）として文書館が所管している事項については、文書館が担当しています。大学史に関する照会も多く、これらは、大学史資料室が担当しています。第三にシンクタンク機能が挙げられます。現在、学長のもとに、大学経営企画室があり、基本的な立案・調整機能を担っています。また、高等教育研究センターが文教政策分析、その政策の国際比較などを担当しております。しかし、このような政策立案機能にあって問題となるのは、本学の固有性に対する認識と、過去の政策との連続性です。今後、文書館としては、政策的継続性を担保し、政策立案の基盤を提供したいと考えています。具体的には、資料集という形などが考えられます。しかし、現状の公文書室は、専任一名補佐員一名の状態であり、公文書管理で手一杯の状態です。このようなシンクタンク機能は、現状の専任体制では困難なのが実情です。この点については、今後の課題といえます。

##### 三・二・二、大学史資料室所管事業

大学史資料室の所管する事業としては、①教育、②オーラルヒストリー、③展示の三つの事業を展開しています。

まず、教育としては、文書館設立前、五〇年史編集委員会時に開講された自校史教育「広島大学の歴史」があります。最初、受講者数四一名から始まったこの講義は、学生達に浸透し、平成二三年度、九七三名の受講者を得るまでになりました。この学生たちの希望も込めて、文書館では、平成二三年五月一〇日付で「新たなユニバーシティ・アイデンティティ科目の創設と教養教育」を起案し、教育室および教養教育本部に提出しました。教養教育科目の削減がもたられているなかで学生の希望を最大限満たすため、定員の緩和とともに、講義「広島大学の歴史」の全学必修化を求めるものでした。当初、この「広島大学の歴史」は、教育史の専門家から、「広大学」とするよう提案を受け発足したのですが、「広島大学の歴史」が広島大学の全てを明らかにしえず、教育学の低位分野である大学史・高等教育史をもってそれを「学」とすることにも根本的に限界がありました。むしろ、「学」などとするのではなく、広島大学の重要な構成員である学生諸君に、大学に対する認識を深めてもらう端緒として、この講義を今後も進めていきたいと思っています。

文書館が提供する教養教育科目としては、他に「広島大学のスペシャリスト」と「現代ジャーナリズム論」があります。前者は、平成一九年度から後期の総合科目として始めたものです。この授業は、広島大学の特殊な業務に従事している専門職の方々にオムニバス形式で報告してもらい、学生に広島大学に対する理解力を高めてもらうことを目的とし、平均約一五〇名の学生を集めています。「現代ジャーナリズム論」は、広島大学との間で包括提携関係にある中国新聞社の現役記

者等に報告してもらい、主にジャーナリスト希望の学生に対して提供しているものです。自由選択科目ですが、平均七四名の学生を集めています。しかし、この二科目の授業負担は大きいため、平成二七年度の第二次中期計画の終了とともに、科目の担当を外れたいと思っています。

一方で平成二〇年度より、大学院総合科学研究科の特別プログラムとして文書企画管理演習を開講しています。また、総合科学部において、講義「文書管理論」と文書管理演習を開講する予定です。今後、この学部・大学院の講義を連携させて、文書管理と情報分析能力の涵養を図りたいと考えています。

そして、広島大学附属高校において高大連携事業として「広島大学の歴史」の講義も行っています。

②オーラル・ヒストリー事業としては、広島大学に関係が深い方々を中心にオーラル・ヒストリーを行い、現在まで四冊の書籍、五冊の報告書をまとめています。オーラル・ヒストリー事業は、①地域貢献事業としてのオーラル・ヒストリー、②「日常の中の被爆」シリーズ、③受託研究事業に関連するオーラル・ヒストリー、の三方向で実施しています。今後、七五年史編纂事業が本格的に開始されれば、この点に連動した内容のオーラル・ヒストリーが中心になると考えています。

③展示としては、オープン・キャンパス、ホームカミングデーにお

いて広島大学の歴史を中心とするパネル展示を行っています。また、八月六日の原爆忌に、染色作家・故杉谷富代氏が、広島大学東雲キャンパスにあった被爆建物・木造体育館の廃材を利用して制作されたオブジェ「あの日」を展示しています。その他、最近の企画展示として、平成二四年一〇月三〇日から十一月五日まで、工学研究科・呉海事博物館(大和ミュージアム)と共催で「昭和の造船教育者 濱本博登」を、平成二五年一月二九日から二月八日まで「作家梶山季之とヒロシマ」を行っています。後者については、平成二五年七月二六日(金)午後八時にNHK総合テレビ(中国地方)で放映された「我が愛する被爆都市へ新資料が語る作家・梶山季之の世界」にも対応した企画展示です。

しかし、残念なことです。前述のように総合科学部に旧制広島高等学校の展示をしていますが、サテライト的な存在であり、広島大学全体に対する常設展示施設を有していません。このため、労力がかかる折角の企画展示なのですが、会期も短く、大変、高いコストがかかっています。繰り返しですが、教育施設でもある展示室の併設を求めています。

また、来年は、被爆七〇周年にあたります。広島大学文書館としても、広島県立文書館、広島市立公文書館、原爆資料館等と協力した企画展示を行いたいと考えています。

### 三・二・三、地域貢献・地域連携・社会貢献事業

文書館全体にかかわる事業である地域貢献・地域連携・社会貢献事業

業については、平成一七年度より、①公開講座「我が家の近代史」を行っています。平成二三年度には、同窓会も開催いたしました。自分史ではなく、家の歴史を調べる公開講座で、文学研究科、総合科学研究所、教育学研究科の先生方の協力を得て行っているものです。参加者の好評も得ており、地域密着の企画として今後も継続していきたいと考えています。

また、公文書管理面では、②防災協定と危機管理として、平成二三年九月、広島県立文書館との間で「災害時の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定書」を締結しました。広島県立文書館の経験と広島大学文書館の人的資源を共有するとともに、大学・県の緊急的資料の運用という点でも画期性を有しています。この関係を拡大し、地域貢献がいかにできるか、と考えているところです。

### 三・二・四、広島大学七五年史編纂事業

新制広島大学の創立七五周年は、平成三六年(二〇二四年)五月三十一日、あと、一〇年となっています。五〇年史は、編纂事業の開始が遅く、刊行が間に合いませんでした。それゆえ、七五年史については、期日に間に合わせるよう準備を始めています。編纂計画としては、通史編と、五〇年史ではできなかった部局史編の二冊を刊行したいと考えています。現在、部局史については、原案を順次、準備しています。

おわりにかえて ～これからの大学文書館～

これからの大学文書館は、国立大学等の場合は、法人文書。私立大学にとっては学内文書の文書管理、整理、保存、公開業務が重要であると考えています。まず、組織的に、機関アーカイブズとして設計される必要があるのではないのでしょうか。今後、国立大学では、公文書管理法が設立の根拠となり、公文書館型の機関アーカイブズとして設置されていくものと考えています。その際、設立される大学文書館としては、なによりも機関アーカイブズとしての機能を第一に整備しなければなりません。そして、大学文書館活動は、機関アーカイブズとしてのものが中心となります。そのうえで、地域特性や建学の精神等にそった文書を収集する：大学の個性を演出する機能としての収集アーカイブズを付加することとなります。しかし、収集アーカイブズの存在が機関アーカイブズとしての活動に悪影響をあたえるようになってはいけなないと考えています。これに対し、私立大学の場合も、アカウントビリティの観点から校内文書の管理が進めばと思います。私立大学の場合は同時に、創設者の存在を重視し、または、同窓会等を重視する収集アーカイブズの方向が強くなっているように思っています。

広島大学文書館では、公文書室の機関アーカイブズとしての性格をより純化し、機能性を高めるようにしていきたいと思っています。広島大学文書館では、公文書室を中心とする全学的な文書管理と、大学史資料室、七五年史編纂事業を連動させて進みたいと思っています。

このためには、管理・運営の中心核をきっちり定置化させることが重要です。

昭和二六年一月五日、新制広島大学初代学長森戸辰男は、開学式において「変革期の大学」と題する講演を行いました。敗戦後の危機に際して、「二つの世界」「二つの祖国」「一つの大学」を求めたものでした。この「一つ」とは、統合を意味し、また、世界最初の被爆地広島大学としての唯一性も意味しています。広島大学文書館は、「一つの大学」の文書館として機能していきます。また、森戸は、旧制第一高等学校で新渡戸稲造の薫陶を受け、その精神を最も受け継ぎました。森戸は、大学を象牙の塔とするのではなく、外に開く、公器であると考えていました。文書館も、外に開く公器として、今後も展開していきたいと思っています。

本日は、ご清聴ありがとうございました。

(こいけ せいいち・広島大学文書館館長)